

【立候補のお知らせ】弊社労働者代表選出について

2020年3月

この度、2020年4月1日に施行される改正労働者派遣法第30条の4第1項に基づき、派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定する為、弊社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た、会社の労働者代表を決定することになりました。今回弊社が選出する労働者代表は、下記の労使協定につき、弊社側との締結手続きにあたります。

○派遣労働者の賃金等に関する労使協定(労使協定方式による待遇の決定・実施)
(有効期間:2020年4月1日~2022年3月31日)

○派遣労働者の賃金等に関する労使協定の改定
(改定労使協定の有効期間:2021年4月1日~2022年3月31日)

つきましては、2020年3月2日より労働者代表への立候補を受付いたします。
弊社の労働者代表に立候補される方は、メールにてお知らせくださいませ。
※締め切り:2020年3月19日(木)17:00迄

◇労働者代表への立候補に関する注意事項

弊社の重要な業務をご担当頂きますので、以下の全てに該当されている方に限り、立候補して頂けます。

- ・2020年3月19日(受付締切日)時点でテクノコーポレーションにて就業中で、2020年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方。
- ・業務時間外でも打ち合わせや連絡を取ることが可能な方。
- ・必要に応じて本社にお越しいただける方。(但し、手当等は発生しません)
- ・代表者選出の際、氏名、雇用形態及び職歴の開示に同意いただける方。
(選出手続きにあたり、プロフィールが必要なため)
- ・守秘義務を厳守頂ける方
- ・正社員、派遣社員、有期雇用、無期雇用、短時間勤務など、多様な働き方をご理解いただける方。

※弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

株式会社 テクノコーポレーション